

第五次地域管理経営計画書 (北上川中流森林計画区)

(第一次変更計画)

計画期間 { 自 平成30年4月 1日
至 平成35年3月31日 }

(第一次変更 平成31年3月)

東北森林管理局

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第6条第9項の規定に基づき変更するものである。

- 1 森林共同施業団地を新たに設定したこと。
- 2 伐採及び更新を追加したこと。

【変更項目及び頁】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

- | | |
|--|---|
| (1) 国有林野の管理経営の基本方針 | 1 |
| ④ 政策課題への対応 | 1 |
| (3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項 | 1 |
| ③ 民有林と連携した施業の推進 | 1 |
| (4) 主要事業の実施に関する事項 | 1 |
| ① 伐採総量 | |
| ② 更新総量 | |

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営基本方針

④ 政策課題への対応

視 点	主な取組目標
地域の林業・木材産業への貢献	<p>【民国連携した森林整備の実施】</p> <p>民有林と国有林が連携して効率的に路網整備や間伐等の森林整備に取り組むため、森林共同施業団地の新規設定を推進する。</p> <p>なお、森林整備推進協定を締結している花巻市葛丸地域及び花巻市東部地域においては、民有林と国有林が連携した森林整備、樹種転換事業等その実施に必要な路網整備等を推進する。</p>

(2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

③ 民有林と連携した施業の推進

隣接する民有林との連携により双方の施業の効率化や低コスト化等が図られる区域については、森林共同施業団地を設定し、地域における施業の集約化を促進する。

具体的には、花巻市葛丸地域及び花巻東部地域に設定している森林共同施業団地において、民有林と連携して合理的な路網の整備及び相互利用の推進、計画的な間伐等や樹種転換事業等の森林整備に取り組む。

森林共同施業団地

箇所数	内 訳	面積 (ha)	
		国有林	民有林
2	岩手南部署	167	318
	遠野支署	362	288
計		529	606

(4) 主要事業の実施に関する事項

①伐採総量 (単位：m³)

区 分	主 伐	間 伐	臨時伐採量	計
計	633,199	850,200 (11,593ha)	55,000	1,538,399

注1)：()は、間伐面積である。

注2) 臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木など、あらかじめ箇所ごとの伐採量を見込むことが困難なものである。

②更新総量 (単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	2,545	196	2,740